

■ シリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」【24】（2月号メルマガ）

インドネシアの原子力事情と原賠制度

2月号のQ&Aはいかがでしたでしょうか。Q2の補足として、インドネシアの原子力エネルギー法における原子力損害に関わる賠償責任の条項について解説します。

原子力損害に対する賠償責任は原子力エネルギー法の第VII章（28～40条）に規定されています。また、用語の定義等は第I章に規定されています。

原子力エネルギー法（法律番号1997年第10号）

第I章 一般条項

・ 第1条（用語の定義）

- 「原子力エネルギー活動」、「原子力エネルギー」、「電離放射線」、「利用」、「核物質」、「放射性鉱石」、「核燃料」、「放射性廃棄物」、「放射性物質」、「放射性廃棄物管理」、「放射性同位元素」、「原子力施設」、「原子炉」、「デコミッションング」、「原子力事故」、「原子力損害」、「原子力施設の運転者」、「第三者」の用語に関する定義が規定されている。

主な用語については次の通り。

「核物質」とは、核分裂の持続的連鎖反応によりエネルギーを生み出す物質、もしくはその連鎖反応を起こす物質に変化することの出来る物質をいう。

「原子力施設」とは、原子炉、ウラニウムの精製、変換、濃縮の施設、使用済み燃料の再処理施設、核燃料および使用済み燃料の貯蔵施設をいう。

「原子力事故」とは、原子力事故を生じた出来事をいう。

「原子力損害」とは、核燃料の臨界により生じた放射線、もしくは毒性、爆発性、その他の危険性に起因する人命の損失、身体障害、資産の損傷、環境汚染、環境損害をいい、予防措置や環境損害の修復の結果による損失を含む。

「原子力施設の運転者」とは、原子力施設の運転に責任を負う個人または法人をいう。

「第三者」とは、原子力損害を被った者で、原子力施設の運転者、同施設における従事者を除く。

・ 第2条（核物質の範囲および規制・管理）

- 核物質とは「核物質の鉱石」、「核燃料」、「使用済み核燃料」をいう。
- 核物質は国により認可され、その利用は政府によって規制・管理される。

第 VII 章 原子力損害に対する賠償責任

- ・ 第 28 条（施設運転者の賠償責任）
 - 原子力施設の運転者は原子力事故によって第三者が被った損害に対して賠償責任を負う。
- ・ 第 29 条（荷主の賠償責任）
 - 核燃料等の輸送中に原子力損害が発生した場合は、原子力施設の運転者である荷主（発送人）が賠償責任を負う。
 - 荷主は契約書により原子力施設の運転者である荷受人（受取人）または運送業者に賠償責任を移転することができる。
- ・ 第 30 条（複数運転者の賠償責任）
 - 28 条に基づく原子力損害が複数の運転者の賠償責任にかかわる場合、各運転者に起因する損害を合理的に分離することが出来ない限り、当該複数の運転者が連帯して責任を負う。
 - 上記の場合の各運転者の賠償責任は、それぞれの賠償責任額の上限を超えないものとする。
- ・ 第 31 条（1 サイト内の複数施設の賠償責任）
 - 1 サイトに複数の原子力施設がある場所で、同一運転者による運営がなされている状況の下、原子力事故が発生した場合、運転者はいずれの施設で生じた損害にも賠償責任を負う。
- ・ 第 32 条（運転者の免責事項）
- ・ 武力紛争もしくは規制当局が定める安全基準を超える巨大な自然災害に直接起因する原子力事故によって生じた原子力損害に対して、運転者は賠償責任を負わない。
- ・ 第 33 条（第三者の故意による損害）
 - 原子力損害が、損害を被った第三者の故意によって生じたことを運転者が立証できる場合、運転者は賠償金支払い義務を免除される場合がある。
 - 運転者は、原子力損害を引き起こす意図をもって行動した第三者に対し、求償権を有する。
- ・ 第 34 条（賠償責任の上限）
- ・ 運転者の賠償責任の上限は、原子力施設においても輸送中においても、1 件の原子力事故について 9000 億ルピア（約 83 億円）とする。なお、賠償限度額の上限は 2009 年 4 月に 4 兆ルピア（約 376 億円）に増額されている。
 - 賠償責任額は上記の下で大統領令によって定めるものとする。
 - 上記限度額に、利息および裁判所に支払うべき費用は含まれない。
 - 賠償責任の上限は、政府規則によって変更される場合がある。
- ・ 第 35 条（損害賠償措置）
 - 運転者は 34 条に基づき賠償責任額を保険またはその他の財務保証により保証する義務を負う。

- 輸送の場合、上記規定は荷受人や運送業者にも適用される。
- 1 サイトに複数の原子力施設が存在する場合、運転者は自らの管理下にある全ての施設について責任を負う。
- 第 36 条（賠償責任額の維持）
 - 保険金額が原子力損害の補償により減額された場合、運転者は 34 条に基づく保険金額を維持する（復元する）義務を負う。
 - 保険証券が満期となった場合、またはその他の理由で無効となった場合、運転者は直ちに保険証券を更新する義務を負う。
 - 運転者が上記に従い保険証券を更新せず、その後に損害が発生した場合も、運転者は第 34 条および第 35 条に基づく賠償責任を負う。
- 第 37 条（政府機関の原子力施設の賠償措置）
 - 第 35 条に基づく賠償措置の規定は、国営会社ではない政府機関の原子力施設には適用されない。（賠償措置は必要ないものの賠償責任は国が負うこととなる。）
 - 上記に基づく原子力損害に対する賠償は、大統領令によって規定される。
- 第 38 条（保険会社の支払い義務）
 - 保険会社は規制当局が原子力事故発生の日から 7 日以内に賠償金を支払う義務を負う。
 - 原子力事故発生の日から 3 日以内に発行される。
- 第 39 条（損害賠償請求権）
 - 原子力損害による損害賠償を請求する権利は、第 38 条に従い規制当局が文書を発行した日から 30 年以内に請求が起こされなかった場合に無効となる。
 - 事故当時、盗難、紛失または廃棄されていた核燃料に伴う原子力事故によって原子力損害が発生した場合、上記に基づく原子力損害賠償請求期間は、いかなる場合も盗難、紛失または投棄の日から 40 年を超えないものとする。
 - 損害賠償請求権は上記に基づき定められた期間を超えないことを条件として、原子力損害を被った者が原子力損害および運転者を知った日または知るはずであった日から 3 年以内に行使しなければならない。
- 第 40 条（管轄裁判所）
 - 39 条に基づき損害賠償請求権を審査し、判決を下す司法権を有する管轄裁判所は次の通りとする。
 - ◇ 原子力事故が発生した管轄区域内の裁判所、または
 - ◇ インドネシア共和国の領土外における核燃料または使用済み核燃料の輸送中に発生した原子力事故についてはジャカルタ中央裁判所

以上